

モバイルWi-Fi ルーター貸与申請書

令和 年 月 日

東京工業高等専門学校 殿

モバイルWi-Fi ルーター（以下「ルーター」という）の貸与を希望いたします。
借用の際には、別紙の借入事項を遵守いたします。

ルーター貸与を希望する理由

以下のいずれかの項目にチェックを入れてください。

- ☐ 自宅に遠隔授業を受講できるネットワーク環境がなく、これを整えることが困難であるため。
- ☐ 学生自身のスマートフォン回線を使用して遠隔授業を受講せざるを得ず、上限通信容量が十分ではないため。（通信各社の追加通信容量の無償提供等が行われていないかよく調べてください。）

※ 遠隔授業受講に使用するスマートフォン回線の通信容量の上限： GB

（無償の追加通信容量提供がある場合はそれを含め、□内に数字を記入してください）

- ☐ 新型コロナウイルス感染症流行の影響により、学資負担者の収入が大幅に減少し、通信料の負担が困難であるため。
- ☐ その他（下の枠内に記入してください）

--

※貸与できるルーターの数には限りがあります。申込者が多数の場合、希望にそえない場合がありますのでご了承ください。個人情報の取り扱いには十分注意し、本申請に関わる目的以外では利用いたしません。

申請者（被貸与者）

学年・学科	年	学科（組）	学籍番号
氏名（学生）			
住所 （貸与機器の届け先）	〒 -		

保護者

氏名（保護者）	
住所	〒 -
電話番号	
メールアドレス	

借入事項

1. 貸与期間は令和2年8月21日までとし、遅滞なく東京工業高等専門学校学生課へ返却するものとする。ただし状況によって貸与期間を変更する場合がある。返却方法は別途指示に従うものとする。
2. 被貸与者は、その貸与を受けた時から貸与機材について保管管理等の義務を負い、盗難・破損等の事故が生じたときは、生じた損害についてすべての責任を負うものとする。
3. 被貸与者は、機器の使用方法について出来る限り自ら調べて利用しなければならない。
4. 被貸与者は、貸与機材について不必要な変更を加えてはならない。
5. 被貸与者は、貸与機材をいかなる形態であれ、他者の利用に供してはならない。
6. 被貸与者は、貸与機材を学修以外に使用してはならない。
7. 被貸与者は、貸与機材について本校管理者の指示がある時は、その指示に従わねばならない。また休学、退学、自己で通信手段を確保できたなど、貸与理由が消滅した時は、直ちに返却しなければならない。
8. 被貸与者は、上記に掲げる事由によって生じた損害については、金銭その他による賠償の責任を負うものとする。
9. 被貸与者は、貸与機器の発送のため、貸与機器の取り扱い業者へ発送先となる被貸与者の住所・氏名を伝えることを承諾するものとする。
10. 被貸与者は、貸与機器受領後に本校より郵送される借用書について、必要事項を記入・押印のうえ、遅滞なく速やかに返送しなければならない。

上記内容について確認致しました。

本人氏名_____

保護者氏名_____